

X. 管理運営

1. 法人(学校法人東日本学園)

(1) 役員(理事、監事、評議員)

「学校法人東日本学園寄附行為」第7条、第8条、及び第21条に基づき、理事11名、監事2名、評議員32名の役員が選任されている。なお、役員(除:北海道医療大学学長)の任期は2年である。

【選任基準】

役員(定数)	寄附行為に定める条項	条文
理事 (7~17人)	第7条第1項	第1号 北海道医療大学学長
		第2号 評議員のうちから評議員会において選任した者 4人以上10人以内
		第3号 学識経験者のうちから理事会において選任した者 2人以上6人以内
監事 (2人)	第8条第1項	この法人の理事、職員(北海道医療大学学長、教員その他の職員を含む。以下同じ)又は評議員以外の者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
評議員 (15~35人)	第21条第1項	第1号 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選出された者 5人以上13人以内
		第2号 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人以上12人以内
		第3号 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人以上10人以内

① 理事

選任条項(第7条第1項)	氏名	現職	就任/重任年月日
第1号(1)	浅香 正博	北海道医療大学学長	2018年4月 1日
	岸 不盡彌	学校法人東日本学園専務理事	
第2号(5)	養輪 隆宏	医療法人社団白水会理事長	2020年3月 23日
	井口 晴雄	東日本興産株式会社代表取締役社長	
	渡邊 周志	ワタナベ歯科診療所院長	
	三上 章	サングループ代表取締役	
第3号(5)	東郷 重典	学校法人東日本学園理事長	2019年3月 23日
	山田 敏章	石井法律事務所弁護士	
	和田 啓爾	北海道医療大学副学長	
	鈴木 英二	学校法人東日本学園副理事長	
	小野 正道	学校法人東日本学園常務理事	

② 監事

選任条項(第8条第1項)	氏名	現職	就任(重任)年月日
	大萱 生哲	おおがゆめ法律事務所弁護士	2020年3月 23日
	大川 正勝	学校法人東日本学園常任監事	

③ 評議員

選任条項(第21条第1項)	氏名	現職	就任/重任年月日	
第1号(13)	齊藤 正人	北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校校長	2020年3月 23日	
	小林 道也	北海道医療大学薬学部部長		
	青木 隆	北海道医療大学総合図書館長		
		齋藤 隆史	北海道医療大学歯科クリニック院長	2019年3月 23日
		古市 保志	北海道医療大学歯学部部長	
		三国 久美	北海道医療大学看護福祉学部部長	
		志水 幸	北海道医療大学看護福祉学部教授	
		富家 直明	北海道医療大学心理学部部長	
		泉 唯史	北海道医療大学リハビリテーション科学部部長	
	第2号(11)	北市 伸義	北海道医療大学病院長	2020年3月 23日
		花淵 馨也	北海道医療大学全学教育推進センター長	
		幸村 近	北海道医療大学医療技術学部部長	
		長原 利明	北海道医療大学事務局長	
田中 稔泰		北海道薬剤師会公衆衛生検査センター常務理事		
桂 正俊		北海道医療大学薬学部同窓会長		
村上 睦		株式会社オオジャングル代表取締役		
養輪 隆宏		北海道医療大学歯学部同窓会長		
松崎 弘明		医療法人弘志会理事長		
佐藤 明理		医療法人明雄会そのまら歯科院長		
第3号(8)	川村 武昭	福慧会同窓会長(北海道医療大学看護福祉学部看護学科同窓会)	2020年3月 23日	
	小畑 友希	北海道医療大学看護福祉学部臨床福祉学科同窓会長		
	上河 遼力	北海道医療大学心理学部臨床心理学同窓会長		
	大塚 紗弓	あいの里ST会(北海道医療大学言語聴覚療法学科同窓会)理事・事務局長		
	梶 美奈子	北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校同窓会長		
	岸 不盡彌	学校法人東日本学園専務理事		
	山田 敏章	石井法律事務所弁護士		
	井口 晴雄	東日本興産株式会社代表取締役社長	2020年3月 23日	
	渡邊 周志	ワタナベ歯科診療所院長		
	三上 章	サングループ代表取締役		
	川上 智史	北海道医療大学予防医療科学センター長		
	小林 正伸	北海道医療大学看護福祉学部特任教授		
	小野 正道	学校法人東日本学園常務理事		
	和田 啓爾	学校法人東日本学園理事		
				2019年3月 23日
		2020年3月 23日		

(2) 理事会、評議員会、常任理事会

学校法人の基本方針及び重要事項は、理事会の決議を経て業務を執行する。理事会の常務執行機関として常任理事会を設置している。

【2019年度開催概要】

審議機関	総数	主な議案	件数	構成員数
理事会	9回	平成30年度事業実績・決算、令和元年度予算補正、令和2年度事業計画・予算、学則・大学院学則の変更、理事・評議員・教員役職者の選任・推薦、名誉教授称号授与、学校法人東日本学園寄附行為の一部変更、学校法人東日本学園就業規則の一部改正、学校法人東日本学園中期計画、北海道医療大学ガバナンス・コードの制定、看護福祉学部臨床福祉学科学納金の見直し、歯科衛生士専門学校における学校関係者評価規程の制定、先端研究推進センターの設置 等	報告 14件 議案 45件 その他 5件	11名
評議員会	4回	令和元年度予算補正、令和2年度事業計画・予算、理事・評議員・監事の選任 等	報告 22件 議案 9件 その他 5件	33名
常任理事会	12回	平成30年度事業実績・決算、令和元年度予算補正、令和2年度事業計画・予算、教員役職者・役員・評議員選任、学則・大学院学則の変更、理事会・評議員会付議事項、名誉教授称号授与、特任教員採用、客員教員・臨床教員委嘱、規程の制定・改正、看護福祉学部臨床福祉学科学納金の見直し、歯科衛生士専門学校における学校関係者評価規程の制定 等	報告 20件 検討 68件 その他 8件	7名

2. 大学(北海道医療大学)

(1) 教員役職者(教員職位規程による)等

学 長:浅香 正博 副学長:和田 啓爾・黒澤 隆夫

学部	学部長	副学部長・学科長	教務部		学生部	
			教務部長	副部長	学生部長	副部長
薬学部	小林 道也	—	平野 剛	柳川 芳毅 木村 真一	岡崎 克則	鈴木 一郎 飯塚 健治
歯学部	古市 保志	—	遠藤 一彦	長澤 敏行 會田 英紀	入江 一元	荒川 俊哉 加藤 幸紀
看護福祉学部	三国 久美	(看護) 竹生 礼子 (臨床福祉) 志水 幸	白石 淳	山田 律子 佐藤 園美	大友 芳恵	濱田 淳一 向谷地 生良
心理科学部	富家 直明	(臨床心理) 富家 直明 (言語聴覚療法) 中川 賀嗣	野田 昌道	太田 亨	安部 博史	田村 至
リハビリテーション科学部	泉 唯史	(副学部長) 小島 悟 (理学療法) 鈴木 英樹 (作業療法) 岩瀬 義昭 (言語聴覚療法) 中川 賀嗣	吉田 晋	鎌田 樹寛 太田 亨	近藤 里美	高橋 尚明 田村 至
医療技術学部	幸村 近	—	吉田 繁	松尾 淳司	田中 真樹	遠藤 輝夫

総合図書館長	青木 隆	薬剤師支援センター長	齊藤 浩司
北海道医療大学病院長	北市 伸義	認定看護師研修センター長	平 典子
同 副病院長	川上 智史	こころの相談センター室長	森 伸幸
同 副病院長	森谷 満	同 副室長	今井 常晶
同 副病院長	吉田 純一	国際交流推進センター長	安彦 善裕
歯科クリニック院長	齋藤 隆史	地域連携推進センター長	鈴木 英樹
同 副院長	飯嶋 雅弘	地域包括ケアセンター長	小林 正伸
全学教育推進センター長	花洲 馨也	同 副センター長	平 典子
同 副センター長	山口 明彦	アドミッションセンター長	黒澤 隆夫
先端研究推進センター長	小林 正伸	同 副センター長	長谷川 敦司
同 副センター長	太田 亨	IR推進センター長	安部 博史
予防医療科学センター長	川上 智史	同 副センター長	木村 真一
情報センター長	二瓶 裕之		
歯学部附属歯科衛生士専門学校長	齊藤 正人		
薬学部附属薬用植物園長	高上馬希重		
アイソトープ研究センター長	岡崎 克則		
動物実験センター長	山口 明彦		
保健センター所長	大村 一将		

(2) 評議会・大学院委員会・学部長会議・各学部教授会・研究科委員会等の開催状況(2019年度)

審議機関名	開催回数	主な審議等内容	件数			構成員数
			審議	報告	その他	
評議会	12	全学的な教育活動のマネジメントに関する事項、研究活動の基本に関する事項、大学の組織及び運営に関する事項、学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、教員人事の方針及び重要な人事に関する事項	64	63	69	33
学部長会議	11	教育課程の編成に関する全学的な方針の策定に関する事項、教育研究推進に関わる重要課題に関する事項、学部間で調整の要がある全学的課題に関する事項、評議会・教授会等の運営上、調整・整理が必要な事項、全学FD委員会及び大学教育開発センターの運営上、調整を要する事項	21	6	76	11
薬学部教授会	24		116	52	73	22
歯学部教授会	30		240	162	128	29
看護福祉学部教授会	19	学部内規程等の制定及び改廃に関する事項、学生の入学・進級・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍や懲戒に関する事項、教育課程の編成及び試験に関する事項、教員の人事に関する事項	110	87	64	19
心理科学部教授会	19		91	44	48	12
リハビリテーション科学部教授会	21		91	155	63	19
医療技術学部教授会	17		81	72	56	8
薬学研究科委員会	18		38	20	11	15
歯学研究科委員会	22		66	2	33	24
看護福祉学研究科委員会	21	大学院に関わる規程等の制定及び改廃に関する事項、学生の入学・進級・転学・休学・退学及び修了並びに除籍や懲戒に関する事項、学位論文の審査に関する事項、教員の人事に関する事項	91	41	32	19
心理科学研究科委員会	20		43	26	24	5
リハビリテーション科学研究科委員会	15		30	45	13	18

3. コンプライアンス

2008年9月25日に「学校法人東日本学園コンプライアンス推進に関する規程」を制定、学園におけるコンプライアンス体制の推進を図り、公平公正な職務の遂行を確保するため、理事会直轄の「コンプライアンス委員会」を設置した。2009年3月から啓発活動の一環として作成した小冊子『コンプライアンスの推進について』を全教職員に配付し、行動規範の遵守に係る誓約書の提出を義務付けるとともに、大学ホームページに内容を掲載し、周知を行っている。

学校法人東日本学園・北海道医療大学行動規範

学校法人東日本学園・北海道医療大学は、役員および職員（以下、「役職員」という。）が教育研究活動に関する法令の遵守、教育研究倫理の徹底および社会的良識をもった公平・公正かつ透明な業務の遂行を行うことで、地域社会からの期待に応え、信頼される大学づくりに全力をあげます。そのため、建学の精神および教育理念・目標に基づいた「行動規範」を定め、役職員一人ひとりが不断の実践に努め、高潔な価値観、倫理観を保持し、誠実かつ公正で自由闊達な諸活動を展開します。

- 健全な職場環境（理念・目標の達成）（人格の尊重）（職場環境）
- 法令遵守（法令の遵守）（規程の遵守）（名誉の保持）（本務への専念）（情報流布の禁止）（リスク管理）
- 教育・学生支援（人材の輩出）（学生生活の支援）（成績評価）（教授法の開発）（人格の尊重）（事故の防止）（学生情報の管理）（支援者への配慮）
- 受験生との関係（アドミッション・ポリシー）（受験生情報の管理）
- 研究活動（研究者の責任）（研究者の行動）（自己の研鑽）（説明と公開）（研究活動）（研究環境の整備）（法令の遵守）（研究対象などへの配慮）（他者との関係）（差別の排除）（利益相反）（契約の遵守）
- 社会貢献・環境活動への取り組み（開かれた大学）（教育・研究成果の還元）（公職への協力）（環境問題）
- 医療活動（患者中心の医療）（医療人の育成）（先進的医療の提供）（患者情報の管理）（地域医療への貢献）
- 財務（財産の保管）（公的補助金）（金銭使用の報告）（取引先の選定）（情報の開示）

コンプライアンス推進体制

理事会直轄のコンプライアンス委員会を設置し、学園・大学におけるコンプライアンスの推進を図ります。

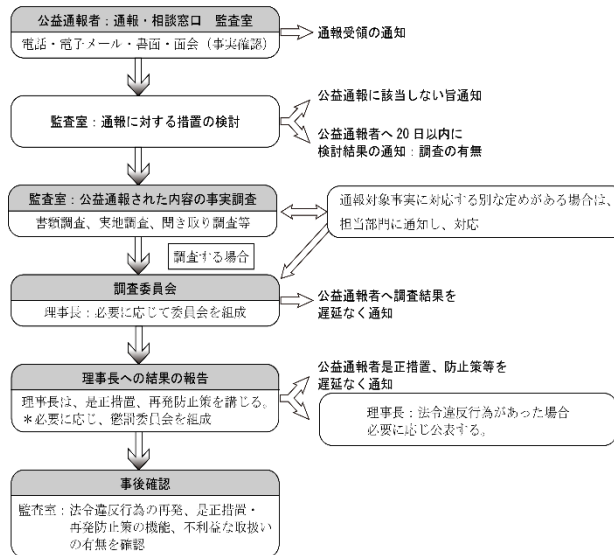
○コンプライアンス委員会の任務

- ①コンプライアンスの推進に関する基本方針の策定
- ②コンプライアンスに係る啓発および教育研修
- ③コンプライアンスに反する事案の調査および再発防止策の策定
- ④リスク管理に関する事項
- ⑤その他コンプライアンスの推進およびリスク管理に関して必要な事項

○コンプライアンス公益通報・相談窓口

学園・大学では、公益通報または公益通報に関する相談を行ったことを理由として、公益通報者に対し、解雇（派遣契約その他契約に基づき学園の業務に従事する者にあつては、当該契約の解除）、懲戒その他の不利益な扱いは一切行わない。また、コンプライアンス公益通報は、従前の公益通報を包含し、倫理法令遵守の視点からの通報・相談も受け付ける。

公益通報処理フローチャート



北海道医療大学研究倫理指針

文部科学省と厚生労働省は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を制定し、2015年4月1日から施行されている。この指針に対する本学の対応について、従来の学部・研究科等倫理審査委員会を踏襲し、研究倫理指針については整理統合し、「北海道医療大学研究倫理指針」として制定することとした。コンプライアンスの観点から本学の研究倫理に対する体制を構築し、研究機関としての責務を果たすことを目的とする。

○研究倫理指針の主な内容

(1) 研究機関の長および研究責任者等の責務に関する規定

研究機関の長へ研究に対する総括的な監督義務を課すとともに、研究責任者の責務を明確化した。また、研究者への教育・研修を義務化した。

- (2) 倫理審査委員会の機能強化と審査の透明性確保に関する規定
- (3) 研究計画書に関する規定
- (4) インフォームド・コンセント等に関する規定
- (5) 個人情報等に関する規定
- (6) 利益相反、研究に関する試料・情報等の保管に関する規定

○実施時期

2017年度実施開始の新規研究から適用する。

4. 個人情報保護

本学園は、教育、研究、社会貢献等の活動推進を目的に、多くの個人情報を保有しているため、適切な収集、利用、管理および保存によって保有する個人情報を漏えい、紛失、改ざん等のリスクから適切に保護することは、極めて重要な責務である。

本学園では個人情報保護法に基づき、2005年4月に「プライバシーポリシー」「個人情報保護に関する規程」を定め、個人情報の適正な取扱いと厳重な管理体制を構築し、その保護に努めている。また、2015年10月施行の「マイナンバー法」に基づき2016年1月から運用が開始されたマイナンバーの取扱いについては、「学校法人東日本学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、適切な管理を行っている。

(1) 個人情報保護への取り組み(プライバシーポリシー)

個人情報の保護に関する基本方針として、プライバシーポリシーを定め、全教職員に周知徹底するとともに、大学ホームページに公表している。

学校法人東日本学園(以下、本学園という。)は、個人情報の重要性を認識し、本学園が保有する個人情報を保護するために、以下の取組みを実施いたします。

1. 個人情報の収集、利用及び提供について

本学園は、個人情報の収集、利用および提供において、所定の規範に従い適切に取扱いします。

2. 個人情報の適正管理について

本学園は、適切な安全対策を実施し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するために合理的な措置を講じます。

3. 法令及びその他の規範の遵守について

本学園は、個人情報の保護に適用される法令及びその他の規範を遵守します。

4. 個人情報保護に関する継続的改善について

本学園は、個人情報保護管理者を配置し適切な保護・管理を行い、上記各項における取組みを適宜見直し、改善していきます。

(2) 管理体制

個人情報の保護を適正かつ円滑に行い、各々の役割、責任および権限を明確にするための管理体制を整備している。

(3) 個人情報保護の取扱い

個人情報の取扱いに際して、個人情報保護法やその他の関連法令等に従うほか、本学園の以下の規程等を遵守し、適切に保護。管理を行っている。なお、社会情勢の変化等に応じ、常に合理的かつ現実に即したものとなるよう、継続的な見直しを実施している。

- 個人情報保護に関する規程
- 個人情報保護委員会内規
- 個人情報の適正管理に関する細則
- 学校法人東日本学園個人番号及び特定個人情報取扱規程

